

# 「京もの担い手育成事業」企画・運營業務 仕様書

## 1 業務名

「京もの担い手育成事業」企画・運營業務

## 2 趣旨

本市においては、伝統産業の振興を図るため、これまでから技術継承、商品開発、販路開拓支援など様々な施策を行ってきており、その成果として、自社製品の開発や海外の販路開拓など、一定の成果を上げる若手の職人が出てきている。

しかし、そのような職人であっても、営業や雇用に係る経営能力が不足していることにより、事業を軌道に乗せることができていない。

本事業は、伝統産業の未来を担う若手職人が抱える課題を、コーディネーターによる助言の下、学生や社会人のインターンシップ生とともに解決することで、職人がものづくりの技術だけでなく経営能力を身につけると同時に、インターンシップ生が伝統産業の魅力に直に触れる機会をつくり、新たな伝統産業の使い手・伝え手を生み出すことによって、伝統産業を持続可能な産業として発展させることを目的とする。

## 3 業務の内容

### (1) 事業のコーディネート

事業全体の計画を立て、適切に進捗管理を行うこと。

### (2) 参画する職人の選定

本市がこれまで技術獲得や販路開拓等の支援を行ってきた若手の職人（50歳を上限）を対象として本市が開催する説明会等において、募集のための必要な協力を行うこと。

また、応募者の中から、意欲があるものの、営業や経営能力が不足しているために事業が軌道に乗っておらず支援が必要な2名程度を面談のうえ選定すること。

### (3) 課題の洗い出し等

選定した職人が抱える課題を特定すること。また、職人が抱える課題の解決に必要な知識・スキル等の取得に必要な取組を実施すること。

### (4) インターン生募集にあたっての協力

本市が開催するインターン生の説明会等において、募集のための必要な協力を行うこと。

### (5) プロジェクトの実施及び助言

インターン生と職人とのマッチングを行い、職人の課題解決はもとより、インターン生の学びにつながるようなプロジェクトを企画し、遂行にあたっての助言を行うこと。

### (6) 事業報告

事業終了後報告書を提出すること。

また、次年度以降の募集にあたっても当該報告を活用し協力を行うこと。

## 4 成果物

事業の成果物として、事業報告書を紙ベース及びデータ（CD-R）で提出すること

## 5 事業実施時期

契約締結日から平成32年3月31日（火）まで

## 6 契約条件

### (1) 契約形態

委託契約

### (2) 委託金額の上限

2,800千円（消費税及び地方消費税込み）

なお、委託金額には、職人及びインターン生募集のための説明会の開催経費及びプロジェクト実施に必要となる経費（インターン生に係る交通費・保険料、材料費等の実費）は含まれない。

### (3) 支払い

受託者からの請求により、支払う。原則、精算払いとするが、必要に応じて概算払いを認める。

## 7 その他、注意点

(1) 企画提案の内容に基づく見積額は、著しい物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。

(2) 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ること。

(3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(4) 本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。

以上